

# 宇和島市教育委員会会議録

令和7年12月定例会

令和7年12月23日開催

宇和島市教育委員会

## 宇和島市教育委員会 令和7年12月定例会 会議録

1. 開会日時 令和7年12月23日（火） 午後4時00分
2. 場 所 宇和島市役所本庁 801会議室
3. 出席者 教育長） 山村 由美  
教育委員）中島 玲子、浅井 敬司、田村 裕子、  
佐竹 克哉、田中 広興
4. 欠席者 なし
5. 出席職員 教育総務課長 木原 義文、学校教育課長 中山 総大、  
生涯学習課長 杉浦 光信、文化・スポーツ課長 笠松 美和、  
人権啓発課長 日出山 輝、学校給食センター所長 富永 俊則、  
伊達博物館長 橋本 宏司、教育総務課課長補佐 土居 弘、  
同課総務係長 島瀬 孫幸、同課総務係主任 三原 圭祐
6. 付議事件  
報告第19号 専決処分した事件の承認について  
(宇和島市立公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱について)  
報告第20号 令和7年度教育費12月補正予算の要求について  
議案第30号 宇和島市学校運営協議会委員の任命について  
議案第31号 宇和島市立中学校寄宿舎設置条例施行規則の一部を改正する規則  
議案第32号 宇和島市立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則  
議案第33号 宇和島市学校事務の共同実施組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則  
議案第34号 宇和島市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則を廃止する規則  
議案第35号 宇和島市立幼稚園園則を廃止する規則  
議案第36号 宇和島市学校災害補償規則等の一部を改正する規則  
議案第37号 宇和島市公立学校管理運営規則の一部を改正する規則  
議案第38号 【追加】 職員の懲戒等処分について

## 7. 会議概要

### (1) 会議成立の報告

## ○教育総務課長

教育長及び在任委員の全員が出席されており、定足数を満たしておりますので、本会議は成立していることをご報告いたします。

それでは教育長、議事進行をよろしくお願いいたします。

## (2) 開会宣言・教育長報告（午後4時00分）

### ◎教育長

皆様、こんにちは。ただいまから令和7年度12月定例教育委員会会議を開会いたします。

早いもので、今年も残り1週間となりました。今年一年の教育界の主な動きを資料4ページの表にまとめてみました。日本教育新聞の記事を参考にしています。

まず、1月、中央教育審議会では、令和12年度から実施が予定される次期学習指導要領の議論が始まりました。9月に「論点整理」が示され、その後は、各教科や教育課程ごとに作業部会で議論されています。デジタル化にも対応し、分かりやすく使いやすい学習指導要領にすることも目指しているようです。

次に、改正教員給与特別措置法、いわゆる、給特法が6月の参院本会議で可決・成立しました。約50年ぶりに教職調整額の率が基本給の4%から引き上げられることになりました。

9月には、働き方改革を加速化させるため、全教育委員会に「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定・公表、実施状況については、総合教育会議に報告することなどが義務づけられました。

そして、これは国ではありませんが、社会通念を超えた言動で就業環境が害される「カスタマーハラスメント」いわゆる、「カスハラ」について、東京都ではガイドラインが策定されました。都に限らず、ガイドライン策定を検討している自治体もあり、過剰な苦情や理不尽な要求から学校を守る体制の整備は急務だと考えております。

続きまして、資料にはございませんが、南予管内市町等教育委員会連合会「教育委員会研修会」が、来年1月に宇和島市で行われます。これは、今年度私が本会の会長職に就いていることから、本市が会場となっておりますが、田中委員にとっては初めてのことでありますので、簡単にご紹介させていただきます。

南予管内市町等教育委員会連合会は、南予教育事務所管内の市、町及び組合の教育委員会で組織され、各教育委員会相互の連絡協調を図り、教育の充実発展に寄与することが目的です。

例年の事業としましては、定期総会や管内市町等教育委員会研修会、職員研修会などがあります。こうした自分たちの学びの場の他に、南予教育事務所と共催した「管内教頭研究協議会」、「管内養護教諭研修会」や、先日、皆様にもご参加いただいた「南予教育を考える集い」など、様々な事業を行っております。

来年1月の教育委員会研修会では、南予教育事務所からの連絡、講演、現地研修、意見交換会を予定していますので、どうぞよろしく願いいたします。

報告事項については、2ページから3ページの資料をご覧ください。

ご質問、ご意見等はございませんか。

◎全委員

－特に質問、意見等なし－

### (3) 付議事件

◎教育長

本日の議案ですが、報告第19号、議案第30号及び議案第38号については、人事・懲戒案件であることから、非公開で審議したいと思えます。賛成いただける方は、挙手をお願いいたします。

◎全委員

－挙手－

◎教育長

挙手全員ですので、報告第19号、議案第30号及び議案第38号は、非公開で審議します。

なお、議案第38号は、出席する事務局職員も限定して審議を行う必要があることから、その他までを含めた会議の全日程を終了した後に、審議を行います。

◎教育長

非公開議案を審議します。

報告第19号を上程する。

<報告第19号>

専決処分した事件の承認について

(宇和島市立公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱について)

◎教育長

説明を求める。

○生涯学習課長

宇和島市立公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱に関する報告事件を説明する。

◎教育長

報告事件について諮る。

◎全委員

報告どおり承認の賛成に挙手する。

◎教育長

報告どおり承認する旨宣する。

議案第30号を上程する。

<議案第30号>

## 宇和島市立学校運営協議会委員の任命について

### ◎教育長

説明を求める。

### ○学校教育課長

宇和島市立学校運営協議会委員の任命に関する原案を説明する。

### ◎教育長

原案について諮る。

### ◎全委員

原案可決の賛成に挙手する。

### ◎教育長

原案どおり可決する旨宣する。

それでは、非公開案件の審議が終了したので、会議を公開します。

続いて、報告第 20 号について、事務局、説明をお願いします。

### ○教育総務課長

それでは資料 8 ページをご覧ください。

報告第 20 号「令和 7 年度教育費 12 月補正予算の要求について」でございます。

令和 7 年度教育費 12 月補正予算の要求について、専決第 20 号として専決処分いたしましたので、報告するものでございます。

資料 9 ページをご覧ください。まず、債務負担行為の補正です。県立高校魅力化支援事業、市学生寮配食業務委託料です。

市学生寮の配食にかかる債務負担行為で、期間を令和 7 年度から令和 10 年度まで、限度額 8 千万円を追加しようとするものです。

内容は、平日、朝、夕の配食業務を委託しようとするもので、令和 8 年度は寮生を最大 30 人、令和 9 年度は最大 60 人、令和 10 年度は全室分、84 人分の配食にかかる費用を設定しております。

続いて、歳入の教育文化スポーツ振興基金について、タブレット端末更新関係で当初、174,000 千円の充当予定額のうち、講師のタブレットはデジタル活用推進事業債を充てること等より、調整を行ったことから、39,625 千円の充当を取りやめたことにより、減額するものです。

続いて、資料 10 ページをご覧ください。

歳出に関しまして、今回は人事院勧告により、多くの費目で人件費の調整が行われており、報酬から旅費にかかる部分につきましては、人件費の補正となっております。なお、人事院勧告に伴う人件費の調整は、全課にまたがっておりますので、人件費についての各課からの説明は割愛させていただきます。なお、人事院勧告に伴い、増額している部分が殆どとなっておりますが、一部減額となっている部分がございます。こちらにつきましては、昨年度と比較して、今年度職員が減員となったことにより、人件費が減額となっていることが要因となっております。

それでは、人件費以外の個別の項目についてご説明させていただきます。

項、教育総務費、目、教員住宅費、教員住宅管理事業のうち、浄化槽清掃手数料 1,100 千円、アスベスト含有調査委託料 4,000 千円、廃棄物処理委託料 1,210 千円、解体撤去工事費 219,000 千円の合計 225,310 千円を追加するものです。内容は、殆どの教員住宅において老朽化が著しく、今後の利用も見込めないため、現在、66 戸ある教員住宅のうち、60 戸を令和 10 年度にかけて取り壊そうとするものです。なお、今回の予算計上は、合併特例債を活用して、令和 7、8 年度に取り壊す 48 戸分にかかる費用となっております。

次に、その下の、目、教育諸費、県立高校魅力化支援事業について、4,500 千円を追加するものです。消耗品費 500 千円は、市学生寮で使用する食器やゴミ箱、救急箱等の消耗品に使用し、備品購入費 4,000 千円は、こちらも市学生寮に設置する電話機、食器消毒保管器、保温ジャー、食器棚などを購入しようとするものとなっております。

次に、資料 11 ページをご覧ください。

項、小学校費、目、学校管理費、小学校管理事業の備品購入費 10,000 千円につきましては、令和 6 年度に実施した小学校遊具点検において、使用不可と判断された遊具の更新を行う費用を計上しております。

その下、統廃合小学校管理事業において、施設修繕料 3,000 千円と手数料 500 千円につきましては、旧吉田小学校の体育館雨漏り修繕料や旧立間小の支障木剪定費用など廃校となった小学校施設の修繕費用を計上しております。

続いて、項、中学校費、目、学校管理費、中学校管理事業のうち、施設修繕料 6,000 千円は、城東中学校体育館の照明交換など今年度実施した調査結果を踏まえ、各中学校の修繕を行うものとなっております。

次に、統廃合中学校管理事業の解体撤去工事費 339,000 千円につきましては、旧宇和海中学校の校舎等解体工事費にかかる費用となっております。

教育総務課所管分の説明は以上です。

#### ○生涯学習課長

資料 13 ページをご覧ください。

項、児童福祉費、目、児童福祉総務費、過年度国県支出金等精算事業ですが、これは例年この時期に計上をしているもので、放課後児童クラブの令和 6 年度の運営経費に対し、精算した差額を国に返還するため、1,207 千円を計上しているものです。

生涯学習課所管分の説明は以上です。

#### ○文化・スポーツ課長

資料 15 ページをご覧下さい。

項、社会教育費、目、文化財保護事業費、文化財保護事業の時間外勤務手当につきましては、1 か月間の人員減による業務量増加分を計上しております。

続いて、資料 16 ページをご覧ください。

項、保健体育費、目、体育施設管理費、丸山公園管理事業の備品購入費につきましては、丸山公園野球場で使用しておりますスポーツトラクターを更新をするものとして 12,000 千円を計上しております。

文化・スポーツ課所管分の説明は以上です。

○人権啓発課長

資料 18 ページをご覧ください。

項、人権啓発費、目、隣保館運営費、宇和島地区隣保館運営事業で計上しております使用料及び賃借料は、番城福祉会館来館者用の駐車場使用料 54 千円を計上しております。

人権啓発課所管分の説明は以上です。

○学校給食センター所長

資料 19 ページをご覧ください。

項、学校給食費、目、学校給食センター費、学校給食センター管理事業の機械器具購入費につきましては、中央学校給食調理場へのスチームコンベクションオープン 2 台の購入費の計上となります。

学校給食センター所管分の説明は以上です。

◎教育長

ただいまの件について、質問・意見等はありませんか。

◎中島委員

教員住宅の取り壊し後の跡地活用について、何か活用方法を考えられているのでしょうか。

○教育総務課長

現在は教育財産となっておりますが、取り壊し後は、財政課所管の普通財産となるため、財政課において、民地として利用できるのであれば売却するなどの対応となります。

◎教育長

それでは、採決に移ります。

「報告どおり承認」に賛成いただける方は、挙手をお願いいたします。

◎全委員

－挙手－

◎教育長

挙手全員のため、本件は「報告どおり承認」します。

次に、議案第 31 号について、事務局、説明をお願いします。

○教育総務課長

それでは、資料 23 ページをご覧ください。

議案第 31 号「宇和島市立中学校寄宿舎設置条例施行規則の一部を改正する規則」

です。寄宿舎はまゆう寮の施設の有効活用のため、対象地区に旧宇和海中学校校区の遊子地区、下波地区の行政区を追加しようとするものです。

資料 24 ページをご覧ください。

別表中、はまゆう寮の地区に遊子地区、下波地区の行政区を追加しております。施行日は令和 8 年 4 月 1 日で、準備行為として入寮の許可申請等、必要な準備行為は施行日前においても行うことができることとしています。

◎教育長

ただいまの件について、質問・意見等はありませんか。

◎全委員

－特に質問、意見等なし－

◎教育長

それでは、採決に移ります。

「原案どおり可決」に賛成いただける方は、挙手をお願いいたします。

◎全委員

－挙手－

◎教育長

挙手全員のため、本件は「原案どおり可決」します。

次に、議案第 32 号について、事務局、説明をお願いします。

○学校教育課長

資料 26 ページをご覧ください。

議案第 32 号「宇和島市立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則」です。

来年度、三浦小学校が番城小学校へ、また、蔣淵小学校が遊子小学校へ統合することに伴い、通学区域の見直しを行うものです。

◎教育長

ただいまの件について、質問・意見等はありませんか。

◎全委員

－特に質問、意見等なし－

◎教育長

それでは、採決に移ります。

「原案どおり可決」に賛成いただける方は、挙手をお願いいたします。

◎全委員

－挙手－

◎教育長

挙手全員のため、本件は「原案どおり可決」します。

次に、議案第 33 号について、事務局、説明をお願いします。

○学校教育課長

資料 29 ページをご覧ください。

議案第 33 号「宇和島市学校事務の共同実施組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則」です。

今度末をもって、三浦小学校と蔣淵小学校が閉校することに伴い、所管する城東共同学校事務室の構成校から 2 校を削除するものです。

また、別表 2 に掲げる地域長の職務のうち、4 教員免許更新に係る教員の管理に関する事務を削除するものです。

◎教育長

ただいまの件について、質問・意見等はありませんか。

◎全委員

－特に質問、意見等なし－

◎教育長

それでは、採決に移ります。

「原案どおり可決」に賛成いただける方は、挙手をお願いいたします。

◎全委員

－挙手－

◎教育長

挙手全員のため、本件は「原案どおり可決」します。

次に、議案第 34 号について、事務局、説明をお願いします。

○教育総務課長

資料 32 ページをご覧ください。

議案第 34 号「宇和島市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則を廃止する規則」です。宇和津幼稚園の閉園に伴い、市立幼稚園が全て廃止となるため、幼稚園に関する事務を保健福祉部長及び保健福祉部こども家庭課の職員に補助執行させている本規則を廃止するものです。施行日は令和 8 年 4 月 1 日です。

◎教育長

ただいまの件について、質問・意見等はありませんか。

◎全委員

－特に質問、意見等なし－

◎教育長

それでは、採決に移ります。

「原案どおり可決」に賛成いただける方は、挙手をお願いいたします。

◎全委員

－挙手－

◎教育長

挙手全員のため、本件は「原案どおり可決」します。

次に、議案第 35 号について、事務局、説明をお願いします。

○教育総務課長

資料 34 ページをご覧ください。

議案第 35 号「宇和島市立幼稚園園則を廃止する規則」です。こちらも宇和津幼稚園の閉園に伴い、市立幼稚園が全て廃止となるため、入園資格、入園申込みなどを定めた本規則を廃止するものです。施行日は令和 8 年 4 月 1 日です。

◎教育長

ただいまの件について、質問・意見等はありませんか。

◎全委員

－特に質問、意見等なし－

◎教育長

それでは、採決に移ります。

「原案どおり可決」に賛成いただける方は、挙手をお願いいたします。

◎全委員

－挙手－

◎教育長

挙手全員のため、本件は「原案どおり可決」します。

次に、議案第 36 号について、事務局、説明をお願いします。

○教育総務課長

資料 36 ページをご覧ください。

議案第 36 号「宇和島市学校災害補償規則等の一部を改正する規則」です。こちらも宇和津幼稚園閉園に伴い、市立幼稚園が全て廃止となるため、規則の一部を改正しようとするものです。

資料 37 ページをご覧ください。

こちらは 2 件まとめて改正を行っております。そのうち、宇和島市学校災害補償規則の一部改正についてご説明します。

宇和津幼稚園の閉園に伴い、市立幼稚園が全て廃止となるため、第 2 条の学校の定義のうち、「幼稚園」を削除するものです。施行日は令和 8 年 4 月 1 日です。

教育総務課所管分の説明は以上です。

○学校給食センター所長

つづきまして、宇和島市学校給食費に関する条例施行規則の一部改正につきましても、市立幼稚園が全て廃止となるため、第 9 条の学校給食費の減免に関する規定のうち「幼児」を、また、別表第 1 の学校給食費の額に関する規定から「幼稚園」関係部分を削除するものです。施行日は令和 8 年 4 月 1 日です。

学校給食センター所管分の説明は以上です。

◎教育長

ただいまの件について、質問・意見等はありませんか。

◎全委員

－特に質問、意見等なし－

◎教育長

それでは、採決に移ります。

「原案どおり可決」に賛成いただける方は、挙手をお願いいたします。

◎全委員

－挙手－

◎教育長

挙手全員のため、本件は「原案どおり可決」します。

次に、議案第 37 号について、事務局、説明をお願いします。

○学校教育課長

資料 40 ページをご覧ください。

議案第 37 号「宇和島市公立学校管理運営規則の一部を改正する規則」です。

宇和津幼稚園閉園に伴い、市立幼稚園が全て廃止となること等により、規則の一部を改正し、幼稚園の該当する部分を削除するものです。

あわせて、学校に配置される教職員の職について、主務教諭を追加するものです。

主務教諭は、児童生徒の教育をつかさどり、及び命を受けて当該学校の教育活動に関し、教諭その他の職員間における総合的な調整を行うことを職務とし、任意に設置することができるものとされています。

今年 6 月に、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）等の一部を改正する法律」が成立したことにより、令和 8 年 4 月 1 日より新たに、主務教諭の職が新設されることに伴い、規則の一部を改正するものです。

◎教育長

ただいまの件について、質問・意見等はありませんか。

◎全委員

－特に質問、意見等なし－

◎教育長

それでは、採決に移ります。

「原案どおり可決」に賛成いただける方は、挙手をお願いいたします。

◎全委員

－挙手－

◎教育長

挙手全員のため、本件は「原案どおり可決」します。

(4) 説明及び報告事項

◎教育長

次に、説明及び報告事項に移ります。

説明及び報告事項の（1）宇和島市教育委員会公印管理規程等の一部を改正する

訓令について、事務局、説明をお願いします。

○教育総務課長

資料 44 ページをご覧ください。

説明及び報告事項（１）「宇和島市教育委員会公印管理規程等の一部を改正する訓令」でございます。

こちらまとめて改正を行っております。このうち、「宇和島市教育委員会公印管理規程の一部改正」及び「宇和島市立学校における独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の保護者負担額に関する要綱の一部改正」についてご説明します。

いずれの規程、要綱も宇和津幼稚園の閉園に伴い、市立幼稚園が全て廃止となるため、「幼稚園」に関する項目を削除、改正しております。なお、宇和島市教育委員会公印管理規程については、軽微な修正を行っております。施行日は令和 8 年 4 月 1 日です。

教育総務課所管分の説明は以上です。

○学校教育課長

続きまして、49 ページをご覧ください。

「宇和島市小中学校等におけるハラスメントの防止に関する要綱の一部改正」についてご説明します。

こちら、先ほどの教育総務課の説明同様、「幼稚園」に関する項目を削除、改正するものです。施行日は令和 8 年 4 月 1 日です。

学校教育課所管分の説明は以上です。

◎教育長

ただいまの件について、質問・意見等はありませんか。

◎全委員

－特に質問、意見等なし－

(5) その他

◎教育長

今月は事務局から「その他」がございません。委員のみなさまから何かございませんか。

◎中島委員

学校運営協議会の委員が報酬制になると聞いています。その経緯や状況について教えてください。

○学校教育課長

令和 8 年度から学校運営協議会の委員には報酬をお支払いする方向で検討しております。経緯につきましては、今年度、総務課主導で全庁的な委員等の報酬の見直しが行われ、その中で学校運営協議会の委員につきましても報酬支払いの対象とす

ることになったものです。報酬額については年間 15 千円で検討しておりますが、教職員や公民館職員、報酬の受取を辞退された方は対象外とする予定です。

◎中島委員

今までは無償であった学校運営協議会の委員ですが、報酬を支払うこととした目的はあるのでしょうか。

○学校教育課長

報酬をお支払いすることで、今まで以上に実働的に動いていただくことを期待しております。

◎教育長

その他委員のみなさまから質問・意見等はありませんか。

◎全委員

ー特に質問、意見等なしー

◎教育長

ご意見等はないようですので、次回定例会の日程を調整します。

次回の定例会の日程ですが、1月30日（金）を予定しています。

◎教育長

ここからは、非公開とする懲戒案件の審議を行いますので、出席対象でない事務局職員は退席をお願いします。

◎教育長

ここからは、非公開とする懲戒議案を審議します。

議案第 38 号を上程する。

<議案第 38 号>

職員の懲戒等処分について

◎教育長

説明を求める。

○教育総務課長

職員の懲戒等処分に関する原案を説明する。

◎教育長

原案について諮る。

◎全委員

原案可決の賛成に挙手する。

◎教育長

原案どおり可決する旨宣する。

(6) 閉会宣言（午後 4 時 40 分）

◎教育長

それでは以上もちまして、12 月定例の教育委員会会議を閉会いたします。